

東海北陸地方年金記録訂正審議会（第4回総会）議事録

○日時 平成30年4月11日（水） 13：30～14：30

○場所 名古屋合同庁舎第3号館7階共用会議室

○出席者

山田会長、浅岡委員、岩田委員、岩月委員、大滝委員、大野委員、大脇委員、小川委員、奥村委員、小掠委員、鬼頭委員、木村委員、國田委員、久野委員、小寺委員、小林委員、佐藤委員、高木委員、長瀬委員、野田委員、蜂須賀委員、松井委員、水野委員、村瀬委員

○議題

- (1) 東海北陸地方年金記録訂正審議会会長の選任について
- (2) 東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について
- (3) 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について
- (4) 東海北陸地方年金記録訂正審議会の事務手続に関し会長が定める事項の一部改正について
- (5) その他

○議事

○樋口課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから東海北陸地方年金記録訂正審議会第4回総会を始めさせていただきます。

私は、東海北陸厚生局年金審査課課長補佐の樋口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、お願いごととなりますが、本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

併せて、東海北陸厚生局のホームページに掲載する写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

本会議につきましては、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、会長が議長として審議会の審議の運営を行うこととされておりますが、山田前会長におかれましては、本年4月9日で任期満了となりました。引き続き委員として就任していただくことにご承諾をいただいておりますが、いったん会長職は解かれることとなります。

従いまして、本日の総会は、会長選出までの間、國田会長代行により議事進行していただくこととなります。

それでは、國田会長代行、よろしくお願いいたします。

○國田会長代行 委員の皆様方には、大変ご多忙の折、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまから第4回総会を開催いたします。

私は、会長代行の國田と申します。この後、会長が選任されるまで私が議長を務め議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず始めに、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則第9条に「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とこのように規定しています。本日の議題のうち私が担当する議題1「会長の選任について」は、特段、個人情報の保護や、あるいは公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開といたします。

なお、議題2以降の会議の公開・非公開については、会長を選任後、改めてご判断をいただくことにいたします。

次に、事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東海北陸厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録を作成してください。

なお、同条第4項の規定による議事録署名人については、会長選任後、会長が指名いたします。

続きまして、事務局から、本日の出欠状況と会議の成立についての報告及び資料等の説明と確認をお願いいたします。

○樋口課長補佐 本日の会議の成立についてご報告いたします。委員総数24名に対しまして、24名の委員の方にご出席いただいております。地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。

座席表、議事次第に続きまして、

資料1「東海北陸地方年金記録訂正審議会会長の選任について」

資料2「東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について」

資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」

資料4「東海北陸地方年金記録訂正審議会の事務手続に関し会長が定める事項の一部改正について」

参考資料「地方年金記録訂正審議会規則及び東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」

をご用意させていただいております。資料等に不足はございませんでしょうか。

これに加え、本年4月に新たに就任された委員の皆様と再任された委員の皆様には、人事異動通知書を机の上にご用意させていただいております。本来であれば、お一人お一人に直接お渡しすべきところですが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期途中の委員の皆様には人事異動通知書はございませんが、引き続きよろしくお願いいたします。

○國田会長代行 それでは、新しくご就任をいただいた委員の方もお見えですので、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員と、本日出席の事務局職員のご紹介をしたいと思います。事務局は、ご紹介をよろしくお願いいたします。

○樋口課長補佐 それでは、まず東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介いたします。お手元に配布してあります資料1の委員名簿をご覧ください。

恐縮でございますが、名簿の順にお名前のみご紹介させていただきます。

浅岡勇夫委員でございます。岩田久美子委員でございます。岩月道則委員でございます。大滝春義委員でございます。大野聖委員でございます。大脇正委員でございます。小川洋子委員でございます。新任の奥村美保委員でございます。同じく新任の小掠めぐみ委員でございます。鬼頭容子委員でございます。新任の木村美恵子委員でございます。國田武二郎委員でございます。久野真枝委員でございます。新任の小寺佐智子委員でございます。小林伸充委員でございます。新任の佐藤文子委員でございます。高木隆司委員でございます。新任の長瀬紀美子委員でございます。野田悦子委員でございます。蜂須賀太郎委員でございます。松井公一委員でございます。水野正和委員でございます。村瀬憲士委員でございます。山田博委員でございます。

以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は24名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介いたします。

東海北陸厚生局長の堀江でございます。年金管理官の川島でございます。年金審査課長の西川でございます。年金審査課の調査総括担当課長補佐の大西でございます。年金審査課管理係長の馬場でございます。そして、私は、年金審査課の管理担当課長補佐の樋口でございます。

○國田会長代行 それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議題1「会長の選任について」でございます。会長の選出につきましては、お手元にお配りしてある資料1の参考欄をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。会長の選任について、どなたか、ご意見等のある方はいらっしゃいますか。

○國田会長代行 はい、浅岡委員

○浅岡委員 浅岡でございます。引き続き山田委員にお願いできればと思います。皆様いかがでしょうか。

○國田会長代行 ただいま、浅岡委員から「山田委員に引き続き会長をお願いしてはどうか」というご発言がありましたが、他の委員の先生方皆様はいかがでしょう
か。

(「異議なし」と声あり)

○國田会長代行 「異議なし」ということでよろしいですね。

異議なしということで山田委員に会長をお願いしたいと思います。山田委員、よろしく
お願いいたします。

○樋口課長補佐 それでは、ここからの議事進行は山田会長をお願いいたします。
恐れ入りますが、山田委員には議長席にお移りいただき、一言ご挨拶いただければ
と存じます。

○山田会長 ただいまご選任をいただきました山田博でございます。

たくさんの委員の方々がおられるその中で、会長という重要な職務に選任いただき
まして、大変身の縮む思いで、皆様の選任に応えられるように一生懸命頑張っ
ていきたいと思ひます。また、この年金の問題につきましては、まだまだたくさんの
申し立て件数が、続々と続いてきております。引き続き皆様方にご協力いただきま
して、年金訂正等も含めまして遺漏のないように、また国民の皆様方に適切な権利
の救済といひますか、そういったことで貢献できればと思ひておりますので、ご支
援のほどよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○山田会長 それでは、ここで東海北陸厚生局長よりご挨拶をお願いしたいと存じ
ます。

○堀江局長 東海北陸厚生局長の堀江でございます。本日はお集まりいただきまし
てありがとうございました。また、多くの方におかれまして、再任あるいは新任とい
うことでございまして、本日から新しい年金記録訂正審議会が構成されたわけでご
ざいまして、どうぞよろしくお願ひいたします。そして、再任を今お受けいただき
ました山田会長をはじめ、審議会委員の皆様には、国の年金事業の適正な運用と円
滑な推進にご理解、ご尽力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げま
す。

本日委員改選ということでございまして、顔ぶれといひますか、政府の方針に従
いまして、女性委員が非常に増えて雰囲気もちよつと変わったかなというところは
ございまして、24人中11人女性委員ということでございまして、この時代の新しい
やり方になってきているなというふうでございまして、東海北陸地方年金記録訂正審

議会でございますけれども、平成 27 年 4 月に第 1 回の総会が開催されまして、以来 3 年間で延べ 248 回の部会を開催していただきました。この間、記録訂正請求事務を順調に処理することができましたことは、委員の皆様方のお力添えのおかげと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

その年金記録でございますけれども、もともと未統合の 5,095 万件と全国ベースでございますけれども、その中で解明された記録ということで 3,173 万件、今なお持ち主が確認できない記録というのが、昨年 9 月時点で 1,922 万件残されておまして、新たに受給資格を取得された方々から記録訂正請求をしっかりと対応していくことになるわけでございます。年金受給資格期間につきましては、昨年 8 月から、従来の 25 年から 10 年への短縮が行われたわけでございます。これによりまして、昨年 12 月までに、これまで受給資格期間が 10 年以上 25 年未満ということで、対象にならなかった約 46 万 9 千人の方に新たに年金をお支払いしたところです。

また、現在の年金の加入期間が 10 年未満の方、約 47 万 7 千人に対しましても、任意加入の制度を活用できる方、あるいは合算対象期間を足せば 10 年の受給資格期間を満たす方もいらっしゃいますので、「年金の加入期間の確認のお知らせ」を昨年末より順次お送りしているところでございます。こうしたことでもございますので新たに受給資格期間を取得されたような方々から年金記録の訂正請求ということも見込まれるということもございまして、委員の皆様方にもお世話になるわけでございます。東海北陸厚生局といたしましては、訂正請求の可否につきまして、委員の皆様のお力をお借りし、公平、公正に業務を進めていく所存でございますので、どうかご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日お集まりいただきました皆様におかれましては、本日の総会において忌憚のないご意見を賜りますとともに、年金記録訂正請求事案に関しまして、先ほど申し上げました公平、公正な判断を行うために、国民の立場に立ってご尽力を賜りますようお願い申し上げます。私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田会長 それでは、ここで改めて、本会議の公開・非公開の取扱いについて判断をさせていただきます。東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則第 9 条に「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」と規定されております。本日の議題のうち、議題 2 及び議題 3 につきましては、特段、個人情報の保護、あるいは公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開といたします。

なお、議題 4 以降につきましては、本審議会の事務手続きや運営に関する会長、部会長の意思決定に係るルールが含まれております。これらを公開しますと本審議会の運営に支障が生ずる可能性があると考えられますので、議事及び資料は非公開といたします。

次に、本日の会議の議事録の作成に当たりまして、運営規則第 12 条第 4 項の規

定によりまして、議事録署名人として私のほかに、小川委員と鬼頭委員の2名の方を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○山田会長 それでは、議題2に入ります。

審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」、及び「部会長」の指名についてでございます。

資料2をご覧ください。地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項、下線が引いてあるところですが、ここにおきまして「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」と規定されております。また、同規則第6条第2項におきまして「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」とされており、同条第3項に「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」と規定されております。

それでは、これに基づきまして指名をさせていただきます。指名による「部会に属すべき委員一覧表」をこれから皆さんにお配りいたしますので、事務局のほうはご配布をよろしくお願ひいたします。

今、皆様のお手元にお配りいただいたと思いますが、このような一覧表のとおり指名させていただきます。まず、会長代行には、引き続き國田委員を指名いたします。國田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に各部会に属する委員及び部会長の指名についてですが、先ほど配られました一覧表のとおり、お願ひしたいと考えております。

第1部会は、浅岡委員、岩月委員、小川委員、佐藤委員で、部会長は小川委員にお願ひいたします。

第2部会は、岩田委員、大滝委員、野田委員、蜂須賀委員で、部会長は蜂須賀委員にお願ひいたします。

第3部会は、小掠委員、國田委員、久野委員、高木委員で、部会長は國田委員にお願ひいたします。

第4部会は、大野委員、木村委員、小林委員、村瀬委員で、部会長は村瀬委員にお願ひいたします。

第5部会は、大脇委員、鬼頭委員、小寺委員、長瀬委員で、部会長は鬼頭委員にお願ひいたします。

第6部会は、奥村委員、松井委員、水野委員、そして私の4名でございます。部会長は私、山田が務めさせていただきたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、東海北陸厚生局長から諮問のありました、年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、審議会総会は、必要な都度私のほうで招集することとなりますので、その節にはよろしくお願ひいたします。

○山田会長 続きまして、議題3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」を行います。それでは事務局からご報告をお願いいたします。

○西川課長 本年4月より年金審査課長を拝命しました、西川でございます。着任して日が浅く、至らない点もあろうかとは存じますが、先生各位のご指導、ご鞭撻を賜りながら業務に取り組んで参る所存でございますので、よろしく願います。それでは座って説明をさせていただきます。

お手元の資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」につきまして私のほうからご説明をさせていただきます。

この資料の数値でございますが、3月分の集計がまだ終わっておりませんので、平成29年度につきましては平成30年2月末時点の速報値となります。

それでは1ページをご覧ください。総務省から地方厚生局へ事務が移管されました平成27年度からの受付・処理状況の推移を示しているものでございます。

受付件数につきましては、平成27年度は819件、平成28年度は669件、平成29年度は406件となっております。減少してきております。

制度別には、厚生年金の受付件数が大部分を占めており、次いで国民年金、脱退手当金となっております。

また、地方厚生局での処理件数につきましても、同様に平成27年度は398件、平成28年度は300件、平成29年度は236件となっております。減少してきております。

資料はございませんが事務処理の流れにつきまして少し説明させていただきますと、請求者からの訂正請求は、まず日本年金機構にて受付をします。そして調査確認が行われ、厚生労働省での判断が必要とされる場合は、地方厚生局年金審査課へ送付されます。これが流れでございます。

続きまして表の見方でございますが、平成27年度でご説明いたしますと、平成27年度に受付は819件ございました。処理件数は前年度以前受付分も含め710件で、内訳は厚生局で処理したものが398件、そのうち221件が訂正決定、不訂正決定が175件、請求却下の2件は本来の訂正請求ではなく、苦情等訂正請求に馴染まないものとして請求を却下したものです。そうして、日本年金機構で処理したものが250件、取り下げ等が62件ございまして、日本年金機構の残件数は分かりませんが、当厚生局における残件数は110件であったことを表してございます。

1番下の各年度末の残件数でございますが、平成27年度末は110件、平成28年度末は53件、平成29年度2月末は40件となっております。受付件数、処理件数と同様に減少してきております。

続きまして2ページをご覧ください。総務省第三者委員会以来の受付件数の推移で、併せて対前年度の伸び率の割合を出したものでございます。

平成22年度の6,967件で1ヶ月当たり581件をピークとして減少してきております。平成28年度1ヶ月当たり56件は平成27年度に対しまして、マイナス25.3%、平成29年度1ヶ月当たり37件は平成28年度に対しましてマイナス33.9%、とな

っている状況でございます。

続きまして3ページをご覧ください。上段が総務省第三者委員会以来の処理件数の推移でございます。先ほどの受付件数の推移と同様に平成22年度の6,716件をピークに減少している状況でございます。

下段につきましては、制度別の処理事案の割合でございます。総務省第三者委員会当時を累計したものの数字としまして、訂正をあっせんした割合が43.7%ございました。

地方厚生局へ移管された平成27年度以降ですが、国民年金につきましては訂正された割合は平成27年度は23.8%、平成28年度は22.2%、平成29年度は23.5%ですが、厚生年金につきましては平成27年度は63.9%、平成28年度は70.4%、平成29年度は79.7%と高い割合となっております。

また、これら両制度を累計しましたものとして平成27年度の訂正された割合は57.3%、平成28年度におきましては61.6%、平成29年度は71.4%となっており、総務省第三者委員会当時よりも訂正される割合が高くなっている状況でございます。

次に4～5ページにつきましては昨年12月26日に本省で開催された第5回社会保障審議会年金記録訂正分科会において公表された資料でございます。まずは4ページをご覧ください。請求期間の分類（事案類型）別の状況でございます。

平成27年度で見ますと厚生年金では、事案が①標準賞与額に係る訂正請求が47.6%、②被保険者期間に係る訂正請求が40.3%と両方とも請求が多かったのですが、平成28年度におきましては、①標準賞与額に係る訂正請求が65.3%と請求が偏ってきている傾向にございます。

厚生年金の内容につきましては、総務省第三者委員会当時ですと、被保険者期間に係る申し立て、いわゆる被保険者期間が5年と記録されているけれども、実際は7年だったのではないかと、そういった申し立てが1番多かったのですが、地方厚生局への訂正請求になってからは、標準賞与額に係る訂正請求の比率がかなり伸びております。この原因としましては、同僚事案ということで対象と思われる方々に対し、日本年金機構から賞与の記録漏れはありませんかと連絡し、本人の年金記録に関して啓発しているのが要因だと思われれます。

国民年金では、平成27年度、平成28年度においても①保険料納付に係る訂正請求が90%を超え、ほとんどを占めていることが分かります。

脱退手当金につきましては、支給期間の訂正が全期間か一部期間かということで分けているだけでございます。

続きまして5ページをご覧ください。被保険者年齢階層別の状況でございます。これは下欄注1のとおり、平成28年度の厚生局処理事案を対象とした件数でございます。

国民年金では年金請求に関心のある50歳～65歳の請求が多いことが見れます。厚生年金について若い世代の40歳代から65歳が多いことが見れます。これは、先

ほど申し上げましたが、賞与の届け出漏れの増加が影響しているのではないかと考えております。

全国的な請求者の年齢別の状況につきましては、全制度において70歳以上の者の請求件数が減少している一方、厚生年金の40歳以上、50歳未満の者の請求件数は増加しており、訂正請求を行う者が受給者から被保険者に移行している傾向と聞いております。

続きまして6ページをご覧ください。1ページで当局分を説明させていただきましたが、全国に11箇所あります各厚生局・各分室における受付・処理状況でございます。当局は、真ん中の網掛けしてございます⑦になります。

当厚生局処理件数欄の236件でございますが、右の全国計が1,737件で全国に占める割合につきましては、13.6%となっております。これは平成27年度以降ほぼ同じ割合で推移しております。

また、1番下の1部会当たりの厚生局処理件数でございますが、当局は39.3件と近畿に次いで多いことが分かります。これは先生各位におかれまして、精力的にご審議いただいた結果であると感謝申し上げます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきますが、本年度におきましても、請求者の立場に立っていただき昨年度と同様、活発なご議論を賜り公正、公平なご審議を引き続きよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山田会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からのご報告につきまして何かご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

念のため申し上げますが、この議題は公開としておりますので、発言の際には個人情報、法人情報等にご留意願います。質問がありましたらどうぞお願いいたします。

○山田会長 無いようでしたら議題3については終了いたしますがよろしいでしょうか。

それでは議題の4に移りますが、冒頭申し上げましたとおり、規定に基づいて、議題4以降は非公開といたします。傍聴者の方はご退席をお願いいたします。

《以後非公開》